

指名停止措置状況

【物品の購入等】

No.	業 者 名	登録代理人	住 所	指名停止の期間	指名停止の理由
1	株式会社トーニテコンサル タント	北関東事務所	埼玉県さいたま市見沼 区大和田町2丁目238 番2号	R8.1.27 ~ R8.5.26	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
2	株式会社クリーン工房	本店	埼玉県さいたま市中央 区新都心11-2さいた ま新都心LAタワー30 階	R8.5.19 ~ R8.8.18	当該業者の代表取締役(当時)は、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与した。これにより、令和8年3月27日、当該業者の代表取締役(当時)は起訴され、同日、公職選挙法違反を理由としてさいたま簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。
3	日本ハイウェイ・サービス 株式会社	埼玉営業所	埼玉県さいたま市岩槻 区平林寺西366-1	R8.6.11 ~ R8.12.10	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務に係る入札価格等について受注機会の確保を図るために情報交換を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。これにより、令和8年4月22日、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令を受けた。このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
4	富士通Japan株式会社	首都圏事業部(埼玉)	埼玉県さいたま市大宮 区桜木町1-11-2	R8.6.11 ~ R8.7.10	当該業者の社員が、令和7年2月4日から同年3月25日、富士通Japanの事務所などで富士通の営業秘密を不正に持ち出したことにより、令和8年5月12日に不正競争防止法違反の疑いで、埼玉県警に逮捕されたため。
5	日本郵便株式会社	新越谷郵便局	埼玉県越谷市流通団地 一丁目3番2号	R8.6.11 ~ R8.7.10	当該業者の社員が、令和6年10月から令和7年5月、郵便物を回収する業務の委託契約の入札で便宜を図る見返りに、現金などの金品を受け取るなどとして、令和8年5月20日、日本郵便株式会社法違反の疑いで、警視庁に逮捕されたため。